附　則

（施行期日）

1　この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成二十八年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例による。

○環境省令第三十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣　中川　雅治

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一（第三条関係）

改正後	
（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	（略）
（略）	（略）

改正前	
（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	（略）
（新設）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○防衛省令第十七号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十二条第二項の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

防衛大臣　小野寺五典

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表（第六十六条関係）

改正後		
所轄地方防衛局又は地方防衛支局	名称	位置
［略］		
近畿中部防衛局	小松防衛事務所	小松市
［略］		

改正前		
所轄地方防衛局又は地方防衛支局	名称	位置
［同上］		
近畿中部防衛局	金沢防衛事務所	金沢市
［同上］		